

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和2年10月28日 06時00分ごろ～09時00分ごろの間）
発生場所	不明（青森県中泊町小泊漁港小泊地区北北西方沖）
事故の概要	漁船勝盛丸は、無人の状態 <small>しやうせい</small> で漂流しているところを発見され、船長が行方不明となり、後日、死亡認定された。
事故調査の経過	令和2年10月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 勝盛丸、6.0トン AM2-5155（漁船登録番号）、個人所有 11.90m (Lr) × 3.06m × 0.87m、FRP ディーゼル機関、421kW、昭和58年8月8日 第212-2182号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年2月25日 免許証交付日 平成28年12月27日 （令和4年2月24日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：05時00分 天気 晴れ、風向 南東、風力 1 06時00分 天気 晴れ、風向 南東、風力 1 07時00分 天気 晴れ、風向 東、風力 1 08時00分 天気 晴れ、風向 東南東、風力 2 09時00分 天気 晴れ、風向 東南東、風力 2 10時00分 天気 晴れ、風向 南東、風力 2 11時00分 天気 晴れ、風向 南南東、風力 2 海象：波向 西、波高 約0.3m、海面水温 約19℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、まぐろはえ縄漁を行う目的で、令和2年10月27日16時00分ごろ小泊漁港小泊地区（以下「小泊

漁港」という。)を出港した。(写真1参照)



写真1 本船

本船は、28日午前、小泊漁港北北西方5.5海里(M)付近の漁場で複数の僚船船長に目撃された。

船長の家族は、12時50分ごろ、ふだん11時00分には帰港していた本船が帰港しないので心配になり、船長の携帯電話に電話をかけたが、応答を得られなかった。

船長の家族は、13時10分ごろ船長と連絡が取れなくなった旨を船長が所属する漁業協同組合(以下「漁協」という。)に知らせた。

漁協は、公益社団法人日本水難救済会に連絡するとともに、出漁していた僚船5隻に連絡を取って本船の捜索を依頼し、漁協組合員を招集し、13時40分ごろ海上保安部に船長と連絡が取れなくなった旨を通報し、14時00分ごろ、僚船6隻を出港させ、来援した近隣の漁業協同組合所属の漁船4隻と共に捜索を開始した。

捜索に当たっていた僚船船長は、14時15分ごろ、青森県外ヶ浜町所在の龍飛埼北北西方8M付近で、無人の状態そとがはまで漂流している本船を発見した。

本船の捜索に当たっていた他の僚船船長は、14時30分ごろ、本船が発見された付近で本船の漁具を発見して引き揚げたところ、漁具の釣針に、すゝめいか及びまぐろのほか、船長の軍手が掛かっていることを認めた。

本船は、漁協組合員が移乗し、自力で航行して小泊漁港に帰港した。

	<p>船長は、僚船、海上保安庁所属の巡視船及び航空機等による捜索が続けられたが、発見されなかった。</p> <p>船長は、後日、死亡認定により死亡届が受理され、除籍された。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の甲板から船縁頂部までの高さは、後部甲板で約65cmであった。(写真2参照)</p>  <p style="text-align: center;">写真2 本船の船上</p> <p>船長は、約15年前から本船に乗船していた。</p> <p>船長は、船長の家族に見送られた際、黒色のトレーナー及びズボン、黒っぽい紺色のカップ及び白色の長靴を着用しており、ふだんと変わらず健康そうに見えた。</p> <p>本船の船内には船長の救命胴衣及び携帯電話が残されていた。</p> <p>船長が行うはえ縄漁は、夕方に出港し、餌として使用するすめいかを捕獲した後、漁場に移動し、翌日05時00分ごろ漁具の設置を始め、06時00分ごろ漁具の設置を終え、その後、まぐろが漁具の釣針につけた餌に食いつくの待ち、まぐろが餌に食いつくと、まぐろが掛かっている釣針に接続された縄を手で手繰ってまぐろを本船に引き寄せ、船内に引き揚げるものであった。</p> <p>船長は、ふだん、出港から多くの僚船と行動を合わせており、漁具を設置すると本船を同漁具と共に漂流させ、遅くとも09時00分には同漁具を揚収していた。</p> <p>漁協担当者は、僚船船長が、縄を手繰って漁具に掛かったまぐろを本船に引き寄せるとき、自船から遠ざかろうとするまぐろに縄を強く引かれて手が擦れることが何度もあったので、船長が、持っていた縄をまぐろに強く引かれた際、縄から手を放さず、体勢を崩して落水したのかもしれないと本事故後に思った。</p>

	<p>漁協担当者は、本船の漁具が発見された際、釣針にまぐろ及び船長の軍手が掛かった状態であったので、船長がふだん漁具を設置し終えていた06時00分ごろから漁具の揚収を開始していた09時00分ごろまでの間に、本事故が発生したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長は、行方不明となり、後日、死亡認定された。</p> <p>船長は、本船の漁具の釣針に漁獲物及び船長の軍手が掛かっていたこと、及び、ふだん、漁具の設置完了時刻が06時00分ごろであり、揚収開始時刻が09時00分ごろであったことから、漁場付近で操業中、06時00分ごろから09時00分ごろの間において、落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、漁具に掛かったまぐろを本船に手繰り寄せようとした際、持っていた縄をまぐろに強く引かれたことにより、体勢を崩して落水した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が操業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴露甲板で作業を行う者は、救命胴衣を着用すること。 ・ はえ縄により漁を行う者は、漁獲物を本船に手繰り寄せる際、漁獲物に漁具を強く引かれても体勢を崩さないよう、自身の姿勢及び動作に常に注意を払うこと。 ・ 暴露甲板で作業を行う者は、防水性の携帯電話を、ひもにより首に掛けるなどして、常に身につけておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

